

そもそも会社に『定款』はありますか？

📁 (1) 会社の義務

① 「定款」の備え置き

株式会社は、「定款」をその本店及び支店に備え置かなければなりません(会社法第31条第1項)。

② 閲覧等の請求に応ずる義務

株主及び債権者は、会社の営業時間内は、いつでも、「定款」の①閲覧、②謄本又は抄本の交付、③「定款」が電磁的記録をもって作成されているときは、記録された事項を表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができます(会社法第31条第2項)。「株主名簿」と異なり、上記の請求についてはこれを拒むことができません。

📁 (2) 義務に違反した場合

(1)に記載された義務に違反した場合、(代表)取締役は100万円以下の過料に処せられる旨が会社法に規定されています(会社法第976条第4項、第8項)。こうした過料は、会社に対してではなく、(代表)取締役個人に対して科され、登記されている(代表)取締役の(住所宛)に通知がなされます。

📁 (3) 実務上の問題点

株式会社の定款には、絶対的記載事項のほかにも株主総会・取締役会の招集方法、決議要件、議長の定め、役員任期等重要な事項が規定されています。現行の定款が確認できなければ、株主総会・取締役会が適法に開催・運営できていることが確認できないこととなり、これを無視して株主総会・取締役会を行ってしまうと、手続きに瑕疵が生じてしまう恐れがあります。現存する定款が無い場合の対処方法としては、会社法第319条の規定に基づき株主全員の同意を得て新しい定款を承認する方法を採用することになるかと思えます。株主全員の同意を得られない場合は、株主総会の決議により新しい定款を承認する方法が考えられますが、前述のとおり株主総会の運営に疑義が残りますので、株主総会決議取消訴訟の可能性なども考慮しつつ、慎重な対応が必要と考えられます。

※ここでの『定款』は、形式的意義の定款を指します。

check